

六ヶ所ウラン濃縮工場  
令和 3 年度 品質保証の実施計画書

## 六ヶ所ウラン濃縮工場 令和3年度 品質保証実施計画

### I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

#### 1. 保安活動等の実施

##### (1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

##### (2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

##### (3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

##### (4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

##### (5) 保安活動の実施

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置及び加工施設の経年劣化に関する技術的な評価に係る業務を実施する。

##### (6) 調達

調達室長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

##### (7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、加工施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、各事業部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

## 5. その他

- (1) 全社安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

## II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上